

令和7年度 西条市立橘小学校いじめ防止基本方針

西条市立橘小学校

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 未然防止のための取組等

(1) 学級経営の充実

ア ソーシャルスキルトレーニングの実施や、毎月の生活アンケート及びジブンミカタプログラムの結果を活用して、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

イ 児童一人一人が成就感や充実感、「分かる・できる」楽しみをもてる授業の実践に努める。

(2) 人権・同和教育の充実

ア 人権教育を基盤として、児童一人一人の個性を大切にしつつ、人間尊重の精神を育成する。

イ 児童の学ぶ権利と進路保障を第一に考え、個々の特性に応じた学習支援やＩＣＴ機器等の活用、スマールステップでの指導等、誰も取り残されない授業を実現することで、互いを認め合い、高め合える学級づくりを行う。

(3) 道徳教育の充実

ア 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

イ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) 体験活動の充実

全校児童が橘緑の少年団員として、縦割り班による栽培活動を体験するとともに、異年齢集団の中で人とよりよく関わる力を養う。

- (5) 児童生徒の主体的な活動（児童会活動）
ア 児童会活動を積極的に推進し、児童が意欲的に参加できるように努める。
イ 児童を生かす学校行事を行い、個性・能力に応じた参加をさせる。
- (6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）
ア 「書く」活動の充実を図り、自己を振り返ったり表したりする場を整える。
イ 音読、読書（本、新聞）を奨励し、読む力を育てるとともに、多様なものの見方・考え方を養う。
ウ MIM や e スタの活用により、語彙力や読解力、考える力を養う。
- (7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）
話し合い活動や、学級活動を充実させることにより、児童同士の関わりを深めていく。
- (8) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールカウンセラー、相談員等の活用）
関係諸機関との連携を密にする。（青少年育成センター、青少年健全育成協議会、児童生徒をまもり育てる協議会等）
- (9) SNS やインターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
ア 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、情報モラル教育を推進し、迅速に対応する。
イ 高学年を対象に情報モラル教室を実施し、インターネットを通したいじめの未然防止を行う。
- (10) 発達障害等への共通理解
ア 一人一人の特性や発達課題等を把握し、適切な個別の指導計画の作成に努める。
イ 児童の実態や支援の仕方について情報交換を密に行い、全教職員の共通理解のもと、連携を図って指導に当たる。
- (11) 校内研修の充実
児童理解についての校内研修を定期的に行い、全教職員で共通理解を図る。
- (12) 保護者への啓発（相談窓口の周知徹底等）
ア 自己肯定感を高める活動や多様性を認め合う出会いの場作り（「あったかプロジェクト」）をHPや学校便りで紹介する。
イ 学校便りで、いじめに関する相談活動を周知する。
ウ 毎月発行される人権・同和教育啓発資料を家庭に配付し、人権教育への理解を促進する。
- (13) 学校相互間の連携協力体制の整備
近隣小学校・中学校・保育所と情報交換や交流学習を行う。

3 いじめの早期発見等

- (1) いじめの態様
ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
イ 仲間はずし、集団による無視をされる。
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
オ 金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
キ パソコンや携帯電話、インターネット等を通して、誹謗中傷や嫌なことをされる。
ク その他
- (2) 指導体制の確立
全教職員が児童の様子に気を配り、少しでも変化があれば、「生徒指導委員会（いじめ等防止対策委員会）」に報告していく。

- (3) 早期発見のための研修
児童の声に耳を傾け、行動を注視する。
- (4) アンケート等調査の工夫
毎月末に「生活アンケート」「ジブンミカタプログラム」をタブレット端末で実施する。
- (5) 保護者との連携・情報の共有
保護者からの相談には、管理職をはじめとする複数の教職員による協議を通じて、家庭訪問や面談等、迅速かつ誠実な対応に努める。

4 いじめに対する措置等

- (1) 学校の対処
 - ア 事実確認・情報共有
いじめに関する相談を受けた教員は、直ちに生徒指導主事・管理職に報告するとともに、校内で情報を共有する。
 - イ 組織（生徒指導委員会）での対応（指導体制、方針の決定）
いじめの相談があった場合、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、全教職員が共有する。
 - ウ 被害児童・保護者に対する説明、支援
いじめの事実を確認した際は、被害児童の心身の状況を継続的に見守り、複数の教職員や外部専門家によるチーム体制で、寄り添う支援を行う。また、当該児童が安心して教育を受けられるよう、必要に応じて学習場所の変更など、柔軟な措置を講じる。被害児童の保護者に対しては、事実関係や学校側の対応方針等を明確に伝え、保護者の不安や心情に深く共感しながら、一貫した協力体制を構築する。事案が解決したと思われる場合でも、その後の経過を定期的に報告し、再発防止に向けた継続的な対話を重視する。
 - エ 加害児童への指導及び保護者への支援
加害児童に対しては、いじめは断じて許されないと毅然とした態度の下、自らの行為の責任を自覚させ、直ちに停止させる。指導にあたっては、個々の行動の背景にある課題を把握し、外部専門家等と連携した適切な指導・支援を行うことで、規範意識の向上と自己の振る舞いの改善を促す。加害側の保護者に対しては、事実関係を正確に伝え、いじめが被害児童に与えた深刻な影響について共通理解を図る。保護者の当惑や不安を受け止めつつ、児童の変容を共に支えるパートナーとしての協力を求め、家庭での指導や見守りについて具体的な助言を行う。
 - オ 教育委員会への報告・連絡・相談
いじめの事実を確認した場合の報告、重大事態発生時の対応については、法に則して、西条市教育委員会に指導・助言を求める。
 - カ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）（いじめ防止対策推進法第23条第4項）
いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童その他の児童が安心して教育を受けられるようにする。
 - キ 懲戒（いじめ防止対策推進法第25条）
校長及び教員は、児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。
 - ク 出席停止（いじめ防止対策推進法第26条）
教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第

一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童その他の児童が安心して教育を受けられるようするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

ケ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき（いじめ防止対策推進法第23条第6項）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに西条警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの防止等のための組織

(1) 名称 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権・同和教育推進主任、養護教諭、関係学級担任

(3) 活動内容

ア 未然防止に向けた取組

人権教育の視点に基づき、いじめをしない態度や能力を身に付けるための取組について協議する。

イ 早期発見に向けた取組

個々の教職員のいじめに対する感度を高める取組を行うとともに、問題行動等の予兆について情報を積極的に収集し、共有する。

ウ 適切かつ迅速な対処

被害児童の安全確保を最優先するとともに、事実とアセスメントに基づいた適切な対応方針を決定する。

エ 年間取組計画の策定と見直し

オ 取組評価アンケートの実施・考察

いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。

6 重大事態への対処

いじめの重大事態を把握した場合、学校は速やかに被害児童生徒の安全覚悟を最優先とし、校長を中心に組織的対応へ切り替え、設置者へ報告の上、調査を実施し、事実解明と再発防止に取り組む。

(1) 重大事態とは

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

(2) 重大事態の発生を認知した場合の対処

ア 直ちに生徒指導委員会を開き、保護者と連携しつつ被害児童の安全確保を行う。

イ 教育委員会へ速やかに報告する。

ウ 教育委員会と協議し、当該事案に対処する調査組織を設置する。

エ 上記機関を中心として、調査方法の決定及び調査を実施する。

オ 被害児童・保護者に対して、説明と情報提供を行う。

カ 調査結果の報告及び必要に応じて公表を行う。

キ 事後措置及び再発防止への取組とともに、被害児童への継続的なケアを行う。